



学校等	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設等
	自動車教習所
	単独車庫（附属車庫を除く） 建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下 で備考欄に記載の制限
	倉庫業倉庫
工場	畜舎（15mを超えるもの）
倉庫	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場
	危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場
	危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場
	危険性が大きいか環境を悪化させる恐れがある工場
自動車修理工場	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設 量が少ない施設 量がやや多い施設 量が多い施設
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	

注1) 本表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべて  
注2) 区分市域に指定されている用途地域について表